

環 整 第 9 0 7 号  
平成31年 3 月 5 日

関係団体 御中

沖縄県環境部長  
(公印省略)



ポリ塩化ビフェニル使用安定器の早期処理の周知・協力依頼について (通知)

日頃から、本県の廃棄物行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル (以下、「PCB」という。) 廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (以下、「PCB特別措置法」という。) により処理の期限が定められていますが、蛍光灯や水銀灯等の照明器具に含まれているPCBを使用した安定器 (以下、「PCB使用安定器」という。) については、2021年3月31日までに処分を行うJESCO (中間貯蔵・環境安全事業株式会社) に処分の委託を行う必要があります。

この期限までに処分の委託が行われない場合、所有者はPCB特別措置法の規定に基づく改善命令及び行政代執行の対象となり、処理後にその費用の請求を受けることとなります。

また、これまでの事例では、照明器具の一部の調査で「PCB使用安定器なし」と判断したものの、未調査のものに使用されていた事例もあります。

つきましては、貴団体の会員に以下の点について周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 昭和52年 (1977年) 3月以前に建築又は改修された建物について、PCB使用安定器の使用・保管の状況を確認して下さい。確認に当たっては、普段職員が立ち入らない倉庫や屋外に設置されている外灯も含め施設内をくまなく確認して下さい。また、過去に取り外した照明器具又は安定器が残されている場合は併せて確認して下さい。
- 2 1の確認に当たり、PCB使用安定器の有無の確認方法や問合せ先等、PCB使用安定器に関する情報を掲載したウェブサイト沖縄県ホームページ内に作成しましたので、御参照下さい。

○沖縄県ホームページ PCB使用安定器について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/pcb/anteiki.html>

**【担当】**

環境整備課 産業廃棄物班

大城

TEL : 098-866-2231